

# 与謝野町立三河内小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

与謝野町立三河内小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、与謝野町教育委員会・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、与謝野町立三河内小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

## 第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学級担任、養護教諭
- 3 委員会は月1回定例開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- 4 委員会では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) いじめ防止等に係る校内研修の企画と実施
  - (7) 基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し

## 第2 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方  
いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が保護者等と一体となって継続的に取組を行うものとする。
- 2 いじめの未然防止のための取組
  - (1) 児童がいじめの問題について主体的に考え、話し合うことができるよう、道徳の授業を通していじめに関する学習を充実させる。
  - (2) 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規範意識をもって授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - (3) 集団の一員としての自覚や自信を育てることで、不安や孤立感を抱え込むことなく、互いを認め合える人間関係や学校風土の形成を図る。

- (4) 児童がいじめの傍観者とならないよう、いじめを見聞きした際には、教職員等に報告することを含め、いじめを止める行動をとることの重要性について指導する。
- (5) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (6) 家庭や地域と「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識を持つため、懇談会や学校だより等を通して継続的な啓発を行う。

### 第3 いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけ合いを装って行われたり、教職員の目が届きにくい場所や時間に行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多い。そのため、教職員は、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないよう、日常的な観察や声かけを通して児童をよく理解するとともに、児童及び保護者との信頼関係の構築に努めるものとする。

#### 2 いじめの早期発見のための取組

##### (1) 情報の集約と対応

- ・月に1回児童の実態について状況を把握し、いじめの予兆やいじめにつながるおそれのある事象であるかどうかの視点から検討する。
- ・校内サポート委員会と連携し、発達障害を含む特に配慮や支援の必要な児童について、周囲の関わり方や人間関係の状況について継続的に把握する。
- ・いじめが疑われた場合やいじめにつながるおそれのある事象については、委員会を開いて方針等を立てる。
- ・関連する教職員を含めた委員会を開き、早期に組織的に対応する。

(2) 学期毎に全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施する。また、2回目以降は、追跡調査を併せて行う。

- ・質問紙調査及び聞き取り調査：6月、11月
- ・追跡調査：11月、2月

##### (3) 相談体制の設置

- ・校内相談窓口(教頭)を設置し、児童及び保護者に周知する。

### 第4 いじめに対する取組

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見又は通報を受けた場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに委員会において情報を共有し、今後の対応について検討するものとする。その際、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行うものとする。これらの対応に当たっては、教職員全体の共通理解を図り、保護者の協力を得るとともに、関係機関及び専門機関との連携に努めるものとする。

#### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑われる行為を発見した場合、又は児童や保護者等から相談や訴えがあった場合には、速やかに委員会において情報を集約し、対応方針等を検討する。その際、児童の訴えについては丁寧に受け止め、適切に対応する。

- (3) 委員会を中心に、関係する児童から事情を聴取するなどして、いじめの有無を確認する。その結果については、加害児童及び被害児童並びにそれぞれの保護者に連絡するとともに、与謝野町教育委員会に報告する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、継続的な支援を行う。
- (5) いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、適切な指導を行うとともに、よりよい成長に向けた学校の取組方針を保護者に説明し、理解と協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察等の関係機関との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても、いじめを自分自身の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、継続的な集団づくりを行う。

### 3 ネット上のいじめへの対応

- (1) SNS等の通信情報システムがネットいじめを誘発するおそれがあることを踏まえ、教職員及び児童に対して、研修や指導を行う。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、関係機関や事業者等と連携し、速やかに削除を依頼するなど、必要な措置を講じる。
- (3) 情報モラル教育を計画的に推進する。
- (4) SNSの適切な使い方やネット上のトラブルの未然防止について、保護者に対する啓発を行う。

## 第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに与謝野町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等について協議する。  
学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び与謝野町いじめ防止基本方針に基づき、委員会を中心として調査を実施する。その際、被害児童及び保護者の思いを十分に踏まえるとともに、調査の公平性及び中立性の確保に配慮し、事実関係の明確化を図る。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を与謝野町教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

## 第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
  - (1) 三河内小学校PTA及び三河内小学校学校運営協議会、三河内区青少年健全育成会との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
  - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進  
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図る。